

第2回 施設整備マニュアル改訂に係る検討部会

議 事 録

日 時：2022年9月26日（月）午後3時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階2号会議室

1. 開 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 皆様、本日は大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第2回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます事務局の札幌市保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の児玉でございます。よろしくお願いいたします。

この部会は、第12期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議において設置されました札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に関する検討を行う部会でございます。

本日は、3月に引き続き2回目の部会でございます。整備基準の見直し方針や施設整備マニュアル改訂の具体的な方向性などを議論していただきたいと考えております。

委員の皆様には、ぜひ活発な意見交換を行っていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より、委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、部会委員の皆様11名中10名の委員が出席になっておりまして、欠席は野川委員となっております。

したがって、出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第15条第4項に準ずる同第10条第3項によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

障がい福祉課事業計画担当係長の佐々木でございます。

事業計画担当の木内でございます。

また、施設整備マニュアル改訂業務を受託していただきました日本データサービス株式会社の方も2名参加していただいています。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の会議の進行につきまして、石橋部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○石橋部会長 それでは、ここから進行を務めさせていただきます。

冒頭に事務局からのご案内がございましたとおり、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるように、なるべくゆっくりお話をしていただきたいと思っております。

それでは、議題の一つ目に入ります。

8月に開催されました札幌市福祉のまちづくり推進会議におきまして、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準の見直しについても当部会にて検討することになりました。

まず、初めに、整備基準見直し方針について検討していきたいと思います。

事務局からご説明をよろしくお願ひします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） それでは、事務局より、整備基準の見直し方針の検討につきましてご説明させていただきます。

資料1-1、整備基準見直し方針の検討について（案）という資料をご用意ください。

まずは、1番の整備基準見直しの目的でございますが、札幌市福祉のまちづくり条例の主要な整備項目、廊下、トイレなどの遵守状況が3割程度となっております500平米未満の小規模民間公共的施設におけるバリアフリー化を促進していく必要がございます。

こちらにつきましては、資料をおめくりいただきまして、最後に参考資料を添付しております。

こちらは8月に開催されました札幌市福祉のまちづくり推進会議の資料でございまして、左側に、具体的な500平米未満の小規模の施設について、バリアフリー化を進めていかなければならない理由等を記載しております。

資料1-1に戻りまして、次に、2番の整備基準見直しの方向性でございます。

施設内の通路・廊下等の幅、傾斜路の幅、トイレの広さなど、より建築主の方が対応しやすい基準になるように、500平米未満の小規模建築物における整備基準の変更を検討してまいります。

こちらにつきましても、参考資料にございますとおり、令和2年に行われました国のバリアフリー法における政令改正の趣旨にのっとりたものでございます。

次に、3番の整備基準見直しの主な内容（案）でございますが、500平米未満の建築物を対象とした具体的な見直しの項目や数字を挙げさせていただいております。

読み上げさせていただきます。

まず、（1）出入口（利用円滑化経路上にある出入口）は、現行の条例の基準ですと、外部出入口が幅90センチメートル以上、内部出入口の幅が80センチメートル以上となっておりますところ、新しい基準では、外部、内部、共に出入口幅を80センチメートル以上と検討しております。

（2）廊下等（利用円滑化経路を構成する廊下等）は、現行の基準が幅140センチメートル以上、末端付近及び50メートル以内ごとに車椅子転回スペースを設ける場合は幅120センチメートル以上となっておりますところ、新しい基準では幅90センチメートル以上を検討しております。

（3）傾斜路（利用円滑化経路を構成する傾斜路）は、現行の基準が幅140センチメートル以上、車椅子転回スペースを設けた廊下に接続するものは120センチメートル以上、段併設の場合は90センチメートル以上となっておりますところ、新たな基準におきましては、幅90センチメートル以上を検討しております。

右上に移りまして、（4）便所（車椅子利用者用便房の構造）につきましては、図面をご覧いただいたほうが分かりやすいかと思ひますので、資料をおめくりいただきまして、

資料1-2をご覧ください。

こちらは、現行の条例の基準が車椅子使用者の利用に十分な空間の確保となっておりますところ、新たな基準では、車椅子使用者が利用し得る空間の確保と検討しております。

具体的には、図1の上の図が札幌市の条例の図面となっております、下の図が国のバリアフリー法上の建築設計標準となっております。いずれにしましても、便房の中で車椅子が転回できる余裕を持ったスペースを確保しております。

図2は、国のバリアフリー法の建築設計標準の車椅子使用者用簡易型便房の図面となっております。こちらにつきましては、先ほどの基準のように、便房の中で回転するほどのスペースはございませんけれども、車椅子の方が少なくとも利用可能な便房の広さという形を設けております。

下は、オストメイト用簡易型便房の図面を参考までに添付しておりますが、基本的には、オストメイトの設備は便器とは別に備え付けているものでございますけれども、簡易型便房というものもございまして、こうしたもの場合は、便器と一体型となってオストメイトも利用できます。

それでは、資料1-1に戻りまして、(5)敷地内の通路(利用円滑化経路を構成する敷地内の通路)でございます。こちらは、現行の条例が幅180センチメートル以上となっておりますところ、新たな基準では幅90センチメートル以上を検討しております。

最後に、(6)敷地内の通路(利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路)は、現行の条例が幅180センチメートル以上、段併設の場合は90センチメートル以上と規定しておりますところ、新たな基準では幅90センチメートル以上を検討してまいります。

最後に、4番のその他検討事項につきましては、札幌市福祉のまちづくり条例よりも国のバリアフリー法の基準のほうがより高い逆転現象が生じている主な項目の是正についてでございます。

基本的には、札幌市福祉のまちづくり条例の基準のほうが国のバリアフリー法の基準よりも厳しい基準となっておりますけれども、近年のバリアフリー法の改正等によりまして、国のバリアフリー法の基準のほうが高い基準となっております、いわゆるねじれ現象といえますか、逆転現象が生じている項目がございます。こちらにつきましても、今回の整備基準の見直しの中で検討いただければと考えております。

具体的には二つございまして、(1)便所(オストメイト用)ということで、条例上では5,000平米以上の建築物で1以上としておりますところ、国のバリアフリー法では2,000平米以上の建築物で1以上となっております。

ただ、こちらは補足がございまして、括弧内のように、車椅子使用者用便房に限定しておりません。これは、バリアフリー化の取組といたしまして、近年、子ども連れの方も利用できる多機能トイレ、多目的トイレが数多く設置されてまいりました。そのため、障がいのある方だけではなく、高齢者の方、子連れの方の利用も集中しておりまして、かえって車椅子使用者の方が使いにくくなっているという指摘が寄せられておりますことから、

国といたしましては、トイレの機能分散という方向性で考え方を示しているものによるものでございます。

(2) 客室(車椅子利用者用客室)ですが、条例では3,000平米以上の宿泊施設で1以上となっておりますところ、国の法律では2,000平米以上の宿泊施設で客室総数の100分の1以上という規定となっております。

こちらは、あくまで主な項目でございまして、今後、内容を精査していく中で、さらに見直しを要する基準も出てこようかと思えます。一旦は、考え得る代表的な二つをご説明させていただきました。

以上で、説明を終わります。

○石橋部会長 ありがとうございます。

いきなり重い話が出てきたのですけれども、ただいま、事務局から、資料1-1、資料1-2を使ってご説明をいただいたのですが、ざっくばらんにご質問、ご意見等がございましたらお受けしたいと思えます。

いかがでしょうか。

増田委員、よろしく願いいたします。

○増田委員 皆さん、こんにちは。

増田でございます。

私は、難病患者、障がい者の団体であります北海道難病連の代表をさせていただいております。

今年8月の札幌市福祉のまちづくり推進会議には出席していると思えます。その前の第1回検討部会の時期にちょうど入院をしてしまいましたので、本日、2回目からの出席となります。よろしく願いいたします。)

今回の表題の1について意見を述べさせていただきます。

今回、小規模の病院並びにホテルなどのバリアフリー化がなかなか進んでいない理由として、その整備規模が大規模建設物を対象としているため、廊下の幅などを確保することが難しい状況であることを理解させていただきました。

バリアフリー化の促進を考えたときに、現実に即した整備基準であるべきだと思うのですが、今回の見直しをしていくという方針については、私自身は賛成です。

しかし、当事者目線、当事者団体として重ねてお伝えしたいことは、見直しの基準については、小規模施設の現状に即したものであること、また、施設を利用する側の車椅子利用者などがバリアフリーチェックをして、その意見を十分に反映させるものでなければならぬというふうに私は思っております。

簡単ですけれども、意見とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○石橋部会長 小規模の公共的施設の見直しという方向性自体については、おおむねご賛同ということですよ。

ただし、従来、当事者団体の方にバリアフリーチェックなど、いろいろご参加をいただ

いているわけなのですけれども、その辺の話ですね。小規模建築物の整備において、当事者団体がどう関わっていけるのかというご質問、ご意見という理解でよろしいでしょうか。

○増田委員 そういことです。

○石橋部会長 分かりました。

事務局で、今のご意見、ご質問についてお答えができるのであれば、お願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 本来、条例の改正では、パブリックコメントと申しまして、当事者の方も含めて、市民の皆様の意見を聞くというプロセスがございます。

今回は、条例そのものではなく、あくまで整備基準の規則に掲載している事項の改正ということで、本来であればパブリックコメントを要しない変更ではございます。

ただ、我々としたしましては、皆様に義務を課し、権利を制限する類いの基準でございますので、今回の規則改正に当たりましては、パブリックコメントなどを実施いたしまして、当事者の方々の意見も含めしっかりと聞かせていただいて、その内容を反映させてまいりたいと考えております。

○増田委員 ぜひとも、よろしくをお願いします。

私からは、以上です。ありがとうございました。

○石橋部会長 ほかに、ご意見はございませんか。

守谷委員、お願いします。

○守谷委員 公募委員の守谷です。よろしくお願いいたします。

500平米未満の小規模民間公共的施設ということですが、建築に携わったことのない者にとっては、500平米未満という具体的なイメージが湧かないのです。例えば、札幌市の公園にあるトイレなどは、こういう車椅子が利用できるような整備環境の対象というぐらいに考えていいのでしょうか。500平米未満の小規模施設というのがどこまで対象に入るのかということが疑問に思いました。

○石橋部会長 確かに、イメージがつきにくいので、今回の500平米未満の小規模民間公共的施設というのはこういうものが対象になるということを具体的な例を挙げてご説明いただくことはできますでしょうか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 具体例ということでございまして、皆様にとって一番慣れ親しんだ分かりやすい施設で申しますと、例えば、コンビニエンスストアなどは、おおむね200平米規模となっております。

ですので、500平米未満の小規模施設で代表的なところでございまして、コンビニエンスストアぐらいの大きさのものというのが具体例として挙げられるかと思えます。

○守谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○石橋部会長 それ以外に、ご意見、ご質問はございませんか。

では、私から、整備基準の見直し内容についての確認ですけれども、具体的な新しい寸法については、国の基準に即しているということによろしいのですか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 部会長のおっしゃるとおりでございまして、国の

示している数値に準拠しております。

○石橋部会長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 これ以上、質問がないようでしたら先に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 それでは、方針の検討については事務局案どおりとしまして、ほかにご意見がございましたら後でお受けすることにして、先に進めさせていただきます。

次に、議題(2)施設整備マニュアル全体構成についてです。

これも非常に重い話ですけれども、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) それでは、施設整備マニュアル全体構成についてご説明させていただきます。

資料2、施設整理マニュアル全体構成について(案)の資料をご用意ください。

まず、改めまして施設整備マニュアル改訂の目的をご説明させていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、施設整備マニュアルの発行から一定期間が経過する中、設計者等より、整備基準について、より分かりやすい解説を望む声が寄せられておりますほか、整備基準の数値のみでは表せない多様な利用者の特性やニーズに配慮した整備を進める必要があること、さらには、近年、需要が高まっております望ましい設備整備について、周知・啓発していく必要が生じておりまして、こうした内容にアップデートさせることが目的でございます。

次に、施設整備マニュアル改訂の方向性でございますが、具体的には大きく三つ考えております。

(1) 整備基準の解説の整理は、解説文や設計ポイントの具体化や可視化、曖昧な表現の数値化やイラスト、画像の挿入や更新によりまして、より分かりやすくということでございます。右側の囲いにご覧いただけますように、Governanceというところで、基準を明確化していくということでございます。

(2) バリアフリーチェックの意見反映は、札幌市がこれまでに蓄積いたしましたバリアフリーチェック等における当事者意見の反映でございます。こちらには、望ましい整備やコメントとしての反映などを検討しております。こちらにつきましては、Consensusということで、当事者意見を反映していくという考え方でございます。

最後に、(3) 望ましい整備の更新は、近年、需要が高まっている望ましい設備や整備の反映ということで、具体的には、東京オリンピックに向けて設定されましたTokyo 2020アクセシビリティ・ガイドラインや、他都市の先行する施設整備マニュアルの望ましい整備、それから、カラーユニバーサルデザインの反映などを検討しております。こ

ちらは、S o c i e t yということで、社会の要請に答えていく必要があるというところ
でございます。

最後に、3番目の改訂版施設整備マニュアルの全体構成でございます。

基本的には、現行版の全体構成を踏襲していく予定でございますけれども、若干変更も
予定しております。

左側が現行版の全体構成（抜粋）となっておりまして、右側が改訂版の全体構成（案）
となっております。

まず、大項目Ⅰ番ですが、札幌市福祉のまちづくり条例のあらましを記載しております。
こちらにつきましては、具体的には、条例の趣旨や概要、それから、建築物の利用実態に
よる分類などを記載しております。

右側に記載しておりますとおり、これに追加いたしまして、新たな概念として、ユニバ
ーサルデザインの基本的な考え方や心のバリアフリーの重要性、それから、昨年改正がご
ざいました障害者差別解消法の趣旨などを掲載していくほか、建築物の利用実態による分
類につきましては、現行は非常に具体的に個別の建築物を記載しておりますけれども、あ
る程度の大枠にしておいて、形状に合わせて個別に判断したほうがよいというご意見もご
ざいましたので、国の基準に準じて、分類内容の簡略化を図ってまいりたいと考えており
ます。

次に、大項目Ⅱ番は、整備基準と解説として、具体的な設備ごとの基準を掲載しており
ます。

基本的には現在の枠組みを使用いたしますが、カウンター、記載台、案内表示、発券機
などは、これまではそれぞれ中項目を設けて説明させていただいていたのですけれども、
国の建築設計標準、いわゆる赤本では、造作・機器といたしまして、一くくりにして説明
しておりますので、こちらを使う方が分かりやすいように、国に準じて枠組みを変更させ
ていただきたいと思いますと考えております。

最後に、大項目Ⅲ番でございますが、関連資料が掲載されております。こちらにつつま
しては、新たな考え方であるカラーユニバーサルデザインなどを掲載することを検討して
おります。

ただ、国としては正式な指針を発出しておりませんので、現在、札幌市の広報用ガイド
ラインを抜粋して掲載することを予定しております。こちらは、あくまで参考という立て
つけでの掲載になろうかと考えております。

以上で、説明を終わります。

○石橋部会長 ありがとうございます。

施設整備マニュアルの全体構成ということで、目的や方向性、ポイントといった大きな
変更点について、資料2を用いながらご説明をしていただきました。

こちらについて、ご意見、ご質問があればお受けしたいと思っておりますけれども、いかがで
しょうか。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 公募委員の宮崎です。

最後のほうに出てきたカラーユニバーサルデザインという考え方ですけれども、国では基準があまり定められていないとおっしゃっていたのですが、札幌ではぜひ進めてほしいという意見です。

それというのも、高齢者になってくると、若い人より色が見えにくくなったりすることもありますし、高齢者だけでなく、障害者手帳を持っていなくても、色の識別に関して若干障がいを持っている方が結構身近にいらっしゃるのです。そういったところを踏まえると、色だけで分かりやすくというよりも、形でぱっと分かるほうがいいのではないかなと個人的に思ったので、意見を言わせていただきました。よろしくをお願いします。

○石橋部会長 今の宮崎委員からのご意見について、事務局として何かございますでしょうか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） ご意見をいただきましたとおり、札幌市といたしましても、そういった多様な配慮をいたしまして、なるべく全ての方に情報が正確に伝わるように、ユニバーサルデザインの考え方を普及啓発してまいりたいと考えております。

○石橋部会長 ほかに、ご意見等はございませんか。

東副部会長、使う立場としていろいろお考えがあると思いますので、ぜひ伺いたいと思います。

○東部会長 建築士会の東です。

今、宮崎委員がおっしゃったとおり、色だけではなくて、形や照明、取り付ける位置など、そういう細かいことまで考えていかなければいけないと思うのです。

ただ、これからマニュアルをつくっていくのですけれども、その中でそこまでの規制というのはなかなか難しいかなと思います。それは、つくる側、我々建築のほうの人間が理解を深めて、つくり上げていくときに、利用者さんたちの意見を酌み取って実現していくものだというふうに理解しております。

○石橋部会長 ご意見をいただきまして、ありがとうございます。

こういう場ですし、事務局や委員同士のご意見の交換でもいいので、ざっくばらんにしていただきたいと思います。

守谷委員、お願いします。

○守谷委員 今の関連ですけれども、私も無知だったというか、視覚障がい者という言葉は当然知っていましたが、もう一つ、触常者という言葉があるのを半年ぐらいまで気づかなかったのです。

「触常者」というのは、「触」れるに「常」に「者」で、つまり、目の見えない方々は、点字はもちろんですけれども、触れることによって世の中を認識する、だから、大ざっぱに言えば、私たちは触常者という世界で生きているということなのです。

触常者の方々には色で分けただけでは、弱視の方とはともかく、全盲の方々には伝わりま

せん。先ほど東副部長も言っていましたけれども、ピクトグラムやカラーリングだけではなくて、形、触れることによって認識できるものがあれば、視覚障がい者の方にとっては、触れることによって利用できるアクセシビリティの問題と考えていけば、もう少し枠が広がるかなというふうに思いました。

○石橋部会長 僕は、今のご指摘は結構大事だなと思っています。

今回はページ数の限界もあるとは思いますが、結局、これは広い意味でサインの話ですよね。先ほど東副部長がおっしゃったように、幾ら分かりやすいサインをサイン単体としてつくったとしても、それをどういう空間の下に、例えば、どういう条件の照明の下につけるのかということによって、多分、見えやすさというのは変わってきますよね。もしかしたら、照明の映り込みやグレアがあって、全然見えないというふうな話もあったりしますよね。

だから、カラーユニバーサルデザインの考え方というのは新しい言葉ですので、こういう言葉がありますよと紹介するのは意味があると思うのです。ただ、本質的には、今、守谷委員がおっしゃったように、このサインは、色やフォントの大きさ、分かりやすさということも大事だけれども、それ以外の手段としてこういう方法もあるよとか、それはサインだけをつくったらいいいわけではなくて、それを置く環境によって使い勝手が全然変わってくる可能性もあるなど、このカラーユニバーサルデザインという言葉だけに限定するにはもったいないかなと個人的には思います。

だから、繰り返し言いますが、今回はあくまで資料というふうな位置づけというご説明がございましたので、どこまでやるのかといったところについては、例えば、もう少し深く知りたかったらこういう資料もありますよという文献紹介という形でつなげてもいいと思いますし、やり方は幾つかあるのかなとは思いました。

守谷委員の意見に乗って、意見を言わせていただきました。

事務局から何かございますか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） カラーユニバーサルデザインの考え方にとどまらず、そういった形状を一体として環境の中で考えていくことが必要という貴重なご意見を賜りました。こちらの考え方も反映させていただきたいと考えております。

○石橋部会長 ありがとうございます。

浅香委員、何かご意見がありましたらお願いします。

○浅香委員 私も今までの話に乗っかるようですが、以前、特定建築施設の表示板のシンボルマークとして雪だるまの胸の辺りにハートのマークがついたものがあったと思うのです。それは2,000平米以上のバリアフリーに適合した施設に行政が交付するということになっているのですけれども、私は、この十数年近くで1件しか見たことがないのです。

札幌市バリアフリー基本構想2022の中で、この表示板のマークについて、交付施設は、旅客施設等より経路延長1キロメートル程度の範囲までの生活関連施設に設定しているとなっているのを初めて見て、札幌市全体で交付対象になった施設に交付するものでは

なかったのだとつい最近分かったのですが、この点はどうなっているのかなと。

これは、平成18年の札幌市福祉のまちづくり条例を改訂したときに初めて載ったと思うのですがけれども、どこにもそういうことは書いていなくて、札幌市内の2,000平米以上のバリアフリー施設に交付するという事しか書いていないのに、どうして旅客施設から半径1キロメートル以内の適合施設にすり替わってしまったのか、その点をお聞きしたいのです。

○石橋部会長 僕も不勉強で申し訳ないのですがけれども、今のご意見は、昔、そういう適合マークの対象となる施設の基準があったと。

○浅香委員 石橋部会長、見えますか。

○石橋部会長 見えます。

○浅香委員 平成18年に、2,000平米以上の適合施設にこういうマークを交付するとなっているのです。

ただ、札幌市のバリアフリー基本構想2022では、旅客施設の半径1キロメートル以内の生活関連施設にのみ交付するとなっているものですから、札幌市全体の施設を対象にしたものではなかったのだなということが最近の資料を見て分かったのです。

平成18年に取り決めた中には、旅客施設から半径1キロメートル以内の生活関連施設などというのはどこにも書いていないものだから、いつそういうものにすり替わったのかなと思って質問しました。

○石橋部会長 私の不勉強かもしれないのですがけれども、そのようなマーク自体をあまり見たことがないなと素朴に感じております。

対象が知らない間に変っているのはどういうことなのかというご指摘ですね。

○浅香委員 私は身障者協会ですので、障がい者当事者団体として使う側の身になって、こういうものが玄関に貼ってあると、バリアフリーに配慮した施設なのだということで安心して中に入り込めるものですから、こういうものも充実してほしいなという気持ちを込めて意見を言わせてもらいました。

○石橋部会長 事務局、ご回答をお願いしますでしょうか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） ご意見いただきましたシンボルマークにつきましては、札幌市福祉のまちづくり条例に規定がございます、いわゆる特定適合施設表示板のことかと理解いたしました。

こちらは、委員のおっしゃるとおり、札幌市福祉のまちづくり条例の基準に適合している建物を、障がいのある方、高齢者等に広く知らせるために定められものということで認識しております。

こちらの交付対象が変更になったというところにつきましては、申請手続を行っております都市局に確認いたしまして、追ってご回答させていただく形でよろしいでしょうか。

○浅香委員 了解しました。よろしく申し上げます。

○石橋部会長 浅香委員、ご指摘ありがとうございました。

知らない間に運用が変わっていたらえらいことですので、事務局には慎重に調べていただいて、後日、必ずご回答いただきますようお願いいたします。

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

橋本委員、よろしく申し上げます。

○橋本委員 北海道医療大学の橋本です。よろしく申し上げます。

今回は全体構成という説明でしたが、新しく入る項目として、条例のあらましの中の「(New)」と書いてあるところに、心のバリアフリーや障害者差別解消法の趣旨が入るということで、この中身については、ぜひ手厚くというか、すごく基本的な考えですので、この上に立って施設整備がなされるのだというところがしっかり示されるように、少し丁寧な中身にしていただければと要望として挙げさせていただきます。

どうしても、私たちは、知らないで差別してしまったり偏見を持っていたりということがあると思いますので、広く、地道な活動だと思えるのですけれども、しっかりやっていくことが必要かなと思います。障害者差別解消法などは、目に触れる機会をいっぱいつくりたいなと思いますので、この辺りは、ぜひ丁寧な説明があるといいなという要望になります。

○石橋部会長 事務局からご説明はありますでしょうか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 当初、施設整備マニュアルができた頃は、基本的には、ハード面に特化してマニュアルを作成していたという経緯がございました。委員のおっしゃるとおり、近年、障害者差別解消法など、ハードだけではないソフト面、心のバリアフリーと両輪で進めていく必要があるというふうに国も考え方が変わっておりますので、心のバリアフリーなど、ソフト面についても、丁寧に記載させていただきたいと考えております。

○石橋部会長 橋本委員がおっしゃるように、決して、ハードだけは、最終的な形としての当事者の方々や高齢者の方の社会参加というのは難しいわけですので、心のバリアフリーや障害者差別解消法と言われる法制度、取組との両輪をもって、全体として意味を持つことになるのだといったところを、ぜひ計画設計者の方にもよくご理解いただきたいと思えますし、今のご指摘は、まさにごもっともかなというふうに思いました。

マニュアルについては、もう一つ議題がございまして、そちらのほうで意見を言っていたでもいいと思うので、取りあえず、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 先ほど浅香委員から出た宿題は、別途、お答えをいただくことと、最後の関連資料の考え方については少し工夫をしていただくということを踏まえて、大枠についてはご了解をいただけたということで、このまま考えていっていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

それでは、議題（３）施設整備マニュアルへ反映させる内容について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） それでは、施設整備マニュアルへ反映させる内容についてご説明させていただきます。

資料3、施設整備マニュアルへ反映させる内容について（案）をご用意ください。

まず、1番のバリアフリーチェックについてご説明させていただきます。

こちらは、札幌市が公共的施設を整備する際に、数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく取組として、設計・施工段階で、障がいのある方、高齢者による図面や現地のチェックを実施し、意見を求めるシステムでございます。

こうしたバリアフリーチェックにおいて、これまで蓄積いたしましたご意見のさらに望ましい整備につきまして、改訂版マニュアルの望ましい整備への追加を検討してまいりたいと考えております。

ここでは、資料3-1から資料3-4まで4ページにわたります、これまでのバリアフリーチェックにおきまして、特に意見が多く見られましたトイレ、エレベーターについてまとめた整備事例集のご意見を紹介させていただいております。

こちらの守るべき基準というものは条例上の整備基準でございます。

それから、望ましい整備とは、条例では規定されていないものの、整備の際に配慮することが望ましい整備内容でございます。

そして、さらに望ましい整備というものは、今回のバリアフリーチェックにおいていただいたご意見となっております。

読み上げにつきましては割愛させていただきますけれども、資料3-2をご覧ください。

例えば、資料3-2の上から四つ目の項目でございますが、さらに望ましい整備といたしまして、ユニバーサルシートという大型ベッドの設置が挙げられております。こちらにつきましては、乳幼児等のおむつ交換のために設置するベビーシートとは異なりまして、大人も横になれる、それから、おむつ交換などの際に腰をかけたり、いろいろと用途によって使うことができる大型シートなども提案されております。

このようなさらに望ましい整備を、今回の改定におきましては、望ましい整備として掲載を検討したいと考えております。

なお、今回は、あくまでトイレとエレベーターに関する一例を参考として掲載させていただいておりますので、これら以外の項目でも、マニュアルに反映させていく望ましい整備を検討してまいりたいと考えております。

また、解説の充実に関しましては、今後、精査をしてまいりまして、次回の部会にて提案させていただければと考えておりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

○石橋部会長 ご説明ありがとうございました。

これまで、いろいろなところのバリアフリーチェックで、当事者団体の方からご意見をいただいたわけですが、その意見を、その場だけではなくて、施設整備マニュアルの中に、さらに望ましい整備という項目で記載していただいて、単に基準を守ればいいと

いう話ではなくて、こういう形にしたらさらによくなるのではないのでしょうかといったご参考にしていただきたいという思いも込めて記載したいというご提案です。

ご意見があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

改めて見ますと、望ましい整備と、さらに望ましい整備という線引きのところが、望ましい整備は空欄だけれども、さらに望ましい整備が書いてあるところがありますよね。我々は説明を聞いたから分かるのですけれども、初めてこれを見た人は、これはどういう段階なのだろうということで混乱しないですか。

これは、望ましい整備にまとめるわけにはいかないのでしょうか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） さらに望ましい整備という表現につきましては、これまでのマニュアルに掲載されておらず、整備事例集において、便宜的に、さらに望ましい整備という名前をつけていたものですが、部会長のおっしゃるとおり、改訂版のマニュアルにおきましては、守るべき基準と望ましい整備の二つの項目に統一して表示してまいります。

○石橋部会長 そうですね。多分、これでは混乱しますよね。

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

菱谷委員、ご意見はございませんでしょうか。

○菱谷委員 菱谷でございます。

整備マニュアルの中身について、違和感を覚えるところは全然ないです。

ただ、全体的なことなので後で聞こうかと思っていたことですが、今回、いろいろ参考資料などを見ますと、整備基準の見直しについてということで、遵守状況などのデータも出ておまして、このマニュアルを見直して、社会全体がバリアフリーやユニバーサルのよりよい方向に行くのはもちろんいいことで、私どもの目指すところではないのかなというふうに思っています。

今後、この部会などで、マニュアルの見直し案がいろいろ検討されていくように見受けられるのですけれども、その前提としてお聞きしておきたいのは、特に、使われる障がい者やオーナー、設計者などにヒアリングが行われるみたいですが、そういった方々に、見直したマニュアルをどのように普及、PRしていくのかということを入り口の段階で確認しておきたいと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○石橋部会長 要するに、できたものを世間にどういうふうに問うていくのかという話ですね。

事務局で、ご回答をお願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 完成した後の普及啓発については、つくることと同様に、重要なものと認識しております。

普及啓発の手法につきましては、現時点で具体的には決定しておりませんが、ホームページに掲載していくですとか、場合によりましては、ポスター、チラシのようなものを作成しまして、事業者の方、設計者の方に配付していく、あるいは、設計者の団体に

普及啓発していく手法も考えられるかなと考えております。

○石橋部会長 ご指摘のとおり、普及啓発は非常に大きな話です。幾らいいものつくったとしても、それが広まらないと意味はないわけでありまして、特に、先ほど橋本委員がおっしゃったように、単に基準を守ればいいという話ではなくて、その背景にある考えを理解した上で、こういうマニュアルを活用していただきたいといったことも踏まえて、それをどういうふうに周知徹底していくのかというのは非常に大事なお話だと思います。

部会当初のスケジュールを見ていただいたとおり、恐らく次年度などと長丁場になるので、今のご指摘は皆様方の心に留め置いていただいて、今後の議論の対象にしていきたいと思います。

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

風間委員と長江委員は、本日、ご発言いただいておりますが、いかがでしょうか。

○風間委員 今のところ、特にありません。

○長江委員 私のところは知的障がい者ということで、身障トイレ系というのではなく、先ほど言われた色だったり、目で見える点字というのはすごくいいなとずっと思っていました。

あとは、最近すごく気になったのが、道路を歩いている、点字ブロックが欠けているところがすごくあるのですが、どのぐらいの頻度で換えているのですか。

それから、北海道の場合は冬は雪が積もるから、点字ブロックが見えない中で、飲食店の駐車場をぐるぐる回っているつえをついた方がいて、多分、迷ったのだなと思って出ていったことがあるのです。

北海道の雪が降る中での点字ブロックについて、全部が全部、雪が解けるようにロードヒーティングというのは難しいのですけれども、点字ブロックがあっても半分以上突起がないというような状況も見受けられて、すごく気になるのです。点字ブロックは何年ごとに整備するのか、今のテーマとは別のお話ですけれども、そんなふうに感じたこの頃でした。

○石橋部会長 議題から外れるかもしれないということですが、事務局でお答えできるのであれば教えていただきたいのですが、いかがですか。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) いただいたご意見にございましたとおり、北海道、札幌市は、積雪寒冷地でございますので、今後、冬期間の障がいのある方の移動をどうしていくかというのは非常に重要な課題と認識しております。

それから、ご質問のございました点字ブロックの交換頻度でございますけれども、申し訳ございませんが、現在、手持ちの資料がございませんので、追って担当部局に確認いたしまして、お答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○石橋部会長 今のご意見に乗っかるような話ですけれども、今のご指摘で大事なところ、要するに、維持管理、メンテナンスの話ですよね。せっかくいいものをつくったとしても、それをちゃんと持続して使える状況を工夫すると。

積雪というのは非常に厳しいので、できることとできないことがある中で、そうないときに、いかにそういった機能を持続して発揮できるよう計画設計の段階で考えるのが大事なかなと思います。

今のご意見をあえて取り上げるのであれば、そういうふうな内容をマニュアルのどこかに書いていただいてもいいのかなと思いました。

注文がどんどん大きくなって、雪だるま式に増えていくのは予想していたのですけれども、ありがとうございました。

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

浅香委員、お願いします。

○浅香委員 重箱の隅をつつくような話ですけれども、せっかく資料3-1から資料3-4までいただいていたものですから、これを見て言っておいたほうがいいかなというのが三つほどあったのです。

資料3-1の真ん中の表示のところの括弧書きですが、不特定多数の者が利用し、または主に視覚障がい者が利用する便所には、必要に応じ、点字による案内設備を設けたほうが良いということだと思うのです。これは望ましい整備でも良いと思うのですけれども、便器などの配置を示した図面などを併せて点字で表示することも必要かなと。中に入る前の開けるのボタンを押す前に、どういう配置になっているトイレなのだというのを、ある程度目に入れておくことも大切かなと思っていました。

二つ目は、トイレの話で、資料3-2の中のどこにもないのですが、札幌には車椅子障がい者向けトイレの中にカーテンを引いているトイレが結構あるよねということの本州の友人からよく言われます。最初の車椅子の図面にあったような広さだと無理かなとは思いますが、資料3-1の右下にあるような広いトイレだと、第三者の方が介助したり、家族間でも異性が介助する場合に、直接見られているのは嫌だという方も多数いるというお話を聞いたことがありますので、さらに望ましい整備の中のどこかに、カーテンの設置を入れてもいいのかなと感じました。

それと、資料3-4のエレベーターのデザインの新規ですけれども、さらに望ましい整備の中に矢印が書いてありまして、開ける矢印と閉める矢印等の「矢印のみの表示は分かりにくい」ため、分かりやすいマークや文字を使い、「『あく・しめ』『開・閉』等）誰でも分かる表示とすることが必要」と書いてあります。

確かに、昨今は、三角矢印などで開ける方向を示したものや、閉める方向を示したボタンが多くありますが、やはり国際都市札幌としては、この表示が分かりにくいというのではなくて、この表示のほかに、「あく・しめ」「開・閉」をつけたら、さらに誰でも分かりやすい表示になるとしたほうがいいかなと思いました。言葉の言い回し方だと思うのですけれども、「分かりにくい」ため」というのは私も腑に落ちなかったものですから、個人的意見ですが、言葉遣いも訂正したほうが良いと思ったので、意見を言わせてもらいました。

○石橋部会長 1点目の話は、トイレの触知図板ということでしょうか。

○浅香委員 触知図板です。

おとしの新バリアフリー法の中身がよく分からないところがあって、覚え切れないものもあったものですから、そこに書いてあればいいのでしょうかけれども、触知図板プラス点字で示してあげれば、最善かなというふうに思っていました。

○石橋部会長 2点目ですけれども、これは便房の周りにカーテンをとということですね。

○浅香委員 トイレの仕様によっても変わると思うのですけれども、用を足している方と介助している方を仕切るカーテンがあったほうがいいなというふうに、これは、1人、2人の意見ではなくて、何人か言われている方がおられました。

○石橋部会長 介助の性別の話もありますし、しよせんは他人ですので、見られたくないということですね。分かりました。

3点目は、今、おっしゃっていただいたとおりで、分かると思います。

これについて、事務局から何かございますか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） いただいた3点のご意見、ありがとうございます。

貴重なご意見と認識しておりますので、マニュアルの望ましい整備への反映についても検討してまいりたいと考えております。

○石橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 先ほども申し上げたのですけれども、まだまだ道のりは遠いので、折を見て内容にお気づきの点があれば、こういう言い方のほうが分かりやすいのではないかとということも含めて、今後の部会の中でご意見を言っていただく機会はまだまだあると思いますので、よろしく願います。

それでは、現時点ではここまでとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 ありがとうございます。

続きまして、議題（4）の設計者からの意見聴取について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 事務局より、設計者からの意見聴取についてご説明させていただきます。

それでは、資料4の設計者からの意見聴取について（案）をご用意ください。

まず、1番の設計者からの意見聴取の目的でございますが、札幌市福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設の新設等の事前協議に際して、建築物を設計し、協議の担当となる設計者の意見を聴取し、その意見を反映させることにより、より実用に即した使いやすい施設整備マニュアルとすることでございます。

2番の設計者からの意見聴取の相手方となる候補団体でございますが、一般社団法人北海道建築士事務所協会を想定しております。

当該協会は、建築士事務所が行う業務の適正な運営と消費者の保護を図ることを目的として、建築士法で定められた法定団体でございますが、建築設計実務に精通する建築士事務所を構成員とする組織でございますことから、本マニュアル改訂に係る意見聴取の相手方として適切かと考えられます。

3番の設計者からの意見聴取の手法（案）でございますが、参加者は、先ほど申しあげました北海道建築士事務所協会の会員、人数は、5人を2グループで10名、形式といたしましては、グループヒアリングで2時間程度、2グループからご意見を賜りたいと考えております。

当日、スムーズに進行するために、事前準備といたしまして、改訂版の施設整備マニュアルの素案を事前にお渡しいたしまして、意見調書に記載いただいて、そちらを当日お持ちいただいて、具体的に口頭などで補足説明をいただくようなイメージで考えております。

最後に、4番の実実施スケジュールでございますが、令和4年12月に開催を予定しております第3回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会における素案審議を踏まえまして、適切な時期に実施したいと考えておりまして、具体的には、年明け、令和5年1月ないし2月頃に実施したいと考えております。

なお、本日、ご了承を得ましたら、北海道建築士事務所協会にご協力を求めてまいりたいと考えております。ですので、ヒアリングの相手方や手法につきましては、あくまで、現時点で我々が考えている案にすぎないものでございまして、確定しているものではございません。今後、対象団体と協議をしつつ、適切な手法を考えてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○石橋部会長 ありがとうございます。

今回のマニュアル改訂に当たりまして、これを使うユーザーというのは計画設計者ですので、そうした方から意見を伺いたいということで、北海道建築士事務所協会を候補として挙げていただきました。

意見聴取の方法については、ご説明があったとおりですので、リピートはしませんけれども、説明内容について、ご意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

東副部会長が一番お付き合いがあると思うのですけれども、何か補足することはありますか。

○東副部会長 私は、建築士事務所協会には所属していません。

私は、一建築士として建築士会に所属しておりますが、事務所協会は、あくまでも設計事務所の登録をしている設計事務所、ゼネコンなどが加入していますので、規模の大きいものを専門にやっている設計屋さん、施工屋さん、それから、住宅の設計をやっている方など、いろいろな分野の方がいらっしゃると思います。

建築士会もそうですけれども、多岐にわたりますので、その中からこういうものに造詣の深い方がメンバーになっていただければいいなと思います。

○石橋部会長 東副部会長からご説明をいただいたのですけれども、いかがでしょうか。

対象としてこういう進め方でよろしいかという事務局からの問合せですけれども、それほど大きな問題はないのかなと思うのですが、事務局案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 ありがとうございます。

それでは、この案につきましては、一般社団法人北海道建築士事務所協会に設計者からの意見聴取の対象としてご意見を伺う機会をつくると。その機会については、年明け1月から2月頃を想定して進めていきたいと思えます。

事務局は、そういうことでよろしくお願いいたします。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) ありがとうございます。

○石橋部会長 本日、予定していた議題は、これで終わりです。

前半にも申し上げましたけれども、言い忘れたことや、今日の議題を振り返って、これはどうなっているのかということがありましたらお受けしたいと思えますが、いかがですか。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 議題の(1)で札幌市から回答をいただいた件ですけれども、聞こえなかった部分がありました。

規則改正に関わるパブリックコメントについてですが、合間に参考資料を確認しましたところ、これは令和5年度の推進会議の中に「パブリックコメントを実施」と赤字で書いてあるのですけれども、この時期で間違いないでしょうか。よろしく申し上げます。

○石橋部会長 事務局、お願いします。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) スケジュールといたしましては、令和5年8月以降としております。この理由は、今回、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会にて素案の作成、検討をいただきまして、それを令和5年8月頃に開催いたします札幌市福祉のまちづくり推進会議にご報告をいたしまして、その中で承認をいただき、それにより、札幌市福祉のまちづくり推進会議での承認を得たという形で、その後のステップといたしまして、パブリックコメントを進めてまいりたいと考えております。

○増田委員 確認させていただきました。回答をありがとうございました。

○石橋部会長 ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 資料にもあるのですけれども、最初の説明で、今回、その遵守状況が3割程度である500平米未満を対象とありまして、これを促進させるための見直しでもあると思うのです。

これは実施計画ではないので、数値目標などは出るものではないと思うのですけれども、この3割がどのぐらいになるかというような見込み、あるいは、国のほうで、これでどのぐらい整備されるのだろうかといった数字はあるのでしょうか。これはしてくださいという

ことではなくて、あるかどうかという質問です。

○石橋部会長 行政的にはかなり慎重にお答えいただくような案件かもしれないのですけれども、お答えいただけるのであればお願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 数値目標というご質問でございます。

申し訳ございませんが、現状、何年度までに何割というように明示を予定しているものではございません。

市有建築物と違いまして、民間建築物というところで、民間の方々のバリアフリー化に対する考え方、意識の変容も同時に行っていく必要があるかと思っておりますので、数値で表現はいたしませんけれども、今回、こういったマニュアル改訂、それから、民間建築物の補助事業も併せて行っておりますので、そういった中で少しずつ進めてまいりたいと考えております。

○橋本委員 すごく意地悪な質問というか、実施計画ではないので、そういうものではないだろうなと思いつつも質問させていただきました。

ここにあるように、改修費用の一部補助などのインセンティブの辺りをしっかり示していくことや、さっき言ったようなところの根本として、どういう考え方があるかということとちゃんと分かってもらうことがすごく大事なことではないかと思っておりますので、その結果として数字が上がってくればすごくいいことなのかなと思いました。

○石橋部会長 今の橋本委員の話を受けての話かもしれないのですけれども、例えば、先ほどの民間補助の話であったり、見込みではないけれども、実績としてこれだけできたといった情報を発信していくというのは大事だと思っております。

年々、こんな形でちゃんと積み上がっていますよ、お宅もこれを考える機会にしてくださいみたいな、そういう契機にするための刺激の出し方みたいなところで、実績ベースの情報をまめに出していくというのは、ひとつ方法としてあるのかなという気はしました。

予算的な裏づけもあるでしょうから、予測というのはなかなか難しいのかなと思う一方で、できたものについては、ちゃんとできていますと胸を張って言ってもいいのかなと思いましたが、そこは先ほど菱谷委員がおっしゃった情報の出し方にも関わる話かなと思った次第です。

ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 先ほどの繰り返しになりますけれども、この施設整備マニュアルの内容については、次回以降、具体的なものが上がってきた中でも、さらに活発なご意見をいただきたいと思っておりますし、委員の皆様にはかなりご負担をおかけすることになるかもしれないのですけれども、せっかくなので、プロの方にも使っていただけるものにしたいと思っておりますので、引き続き、ご意見、ご協力をお願いしたいと、私の立場からもお願いするところでございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきたいと思っております。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。
進行を事務局へお返しします。よろしくお願ひします。

3. 閉 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 石橋部会長、円滑なご進行をいただき、誠にありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、大変貴重なご意見、ご質問をいただきまして、誠にありがとうございます。

これにて、第2回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会を閉会させていただきます。

次回は、12月頃の開催を予定しております。

皆様、お疲れさまでした。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上